

## 道路空間を活用したカーシェアリング社会実験 [車種拡大]

### ■公募に関する質問書の回答

	質問	回答
1	<p>現在、弊社ではカーシェアリングとして提供している車両の中で、ワンウェイトリップ方式を含む 運用を目的として「レンタカー」登録車両にてカーシェアリングサービスを提供しております。</p> <p>※当局には運用面で確認済 本実験の参加車両については、「レンタカー」登録車両をカーシェアリングの仕組みにて提供することを想定しておりますが、問題ありませんでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関連法令を遵守されていれば問題ありません。</li> </ul>
2	<p>本実験の対象箇所（国道1号および国道15号）以外のステーション間におけるワンウェイトリップ方式の運用は必須でしょうか。</p> <p>また、対象箇所の発着に関わらない稼働情報等のデータ提供は必要でしょうか。</p> <p>※データ提供が必要な場合、公表方法についての協議は可能でしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本実験では公募要領P5に示すとおり「ワンウェイ型カーシェアリング」で実施予定であり、本実験に用いるステーションはワンウェイ方式に対応したステーションでの運用とします。</li> <li>・本実験に関するデータ提供については、公募要領P6に示すとおり、「実施箇所に関するデータ以外の本実験に關係する利用データや走行データ等も分析に必要なとなった場合は提供するものとします。」としており、当該データが必要となった場合は提供願います。</li> <li>・また、データの公表については協議は可能です。</li> </ul>
3	<p>本実験の実施期間が令和3年4月～とありますが、開始は4月中（30日まで）であれば問題ないでしょうか。</p> <p>また、応募時に申請する、本実験の対象箇所（国道1号および国道15号）以外のステーションおよび当該ステーションに設置するカーシェアは、本実験開始時に全て運用できる状態にあることが必須でしょうか。</p> <p>または、一部のステーション・カーシェアは実験開始時に運用開始するものとし、その他については貴事務所と協議の上、実験開始後、段階的に拡張していく形式でも問題ないでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実験開始日については、実験参加者と協議の上決定となります。</li> <li>・国道1号及び国道15号のステーションに設置するカーシェア車両は、本実験開始時に運用できる状態にあることが必要です。</li> <li>・国道1号及び国道15号以外のステーションに設置するカーシェア車両は、実験開始時に運用可能である必要はありませんが、様式3に記載する運用ステーション数及び運用台数は、実験開始時に運用できるステーション数及び運用台数としてください。</li> </ul>
4	<p>利便性・安全性を高める取組方法の妥当性で申告した内容は本実験開始時に全て利用できる状態にあることが必須でしょうか。または、本実験開始後、貴事務所と協議の上、段階的に設置を行う形でも問題ないでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「利便性・安全性を高める取組方法の妥当性」を含む様式3に記載された項目や数値は、実験開始時に利用できる状態であることが必要です。</li> </ul>